

社会福祉法人てつなぎの会

てつなぎニュース

— No.6 —



発行責任者 白坂弘子
発行元 社会福祉法人てつなぎの会
住所 〒115-0042 東京都北区志茂 3-11-6
TEL 03-3903-6160 FAX 03-3903-6301
ホームページ: <http://tetsunagi.tokyo>
eメール: tetsunagi@fitcall.ne.jp

ノーベル平和賞に思う！ 核兵器廃絶の流れは 世界に広がる

理事長 白坂 弘子

今年7月国連で圧倒的多数の途上国と一部の先進国の努力のもと核兵器禁止条約が実現しました。その後10月に核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）が今年のノーベル平和賞を受賞しました。ICANはオーストラリア発祥の国際NGOの連合体で、広島・長崎の被爆者や世界中の核実験被害者の声を世界中に発信したり、核兵器廃絶を国際法で禁止するキャンペーンを行ったりしています。現在101カ国468団体が参加しているそうです。



「憲法9条をノーベル平和賞に！」は実現しなかったけど、「核兵器はいらない」の声は国際的な大多数になっているのだ！と感動しました。また、被爆後72年、被爆者の方々が勇気をもって声を上げ続けて来られたことが大きな力になっていることも。私が核兵器の恐ろしさを知ったのは、51年前帰省の途中で広島原爆

資料館を訪れた時でした。現在は視覚に訴える資料が多いですが、当時のモノクロの遺品からは、言葉に尽くせない恐怖が想像され、胸を締めつけられたのを今でも覚えています。その後、生協の広島平和行動に参加して被爆者の体験を聞き、また、東日本大震災を機に原発の問題を勉強し、原発から出るプルトニウムが核保のもとになること、原発保有が核保有につながることも学びました。そんなことから何かしなくてはと核兵器廃絶の署名活動に取り組んでいます。10月現在、核兵器禁止条約に批准しているのは53カ国だそうです。唯一の被爆国である日本は、国連での条約審議に欠席。その席に折鶴が置かれたニュースをご覧になったことでしょうか。北朝鮮に対してトランプ大統領と歩調を合わせて武力で対抗しようとする安倍政権は、先の総選挙の結果を受けて憲法9条に自衛隊を加えようとしています。

「核兵器はいらない」「話し合いで解決を」「平和を」という世界の流れをしっかりと見て、私たちはこれから進みたいですね。

てつなぎの会立ち上げの歴史

その5

平成一四年から東京都が認証保育所制度を独自に導入、共同保育園（北区たんぼぼ・すずらん・のいちご・はとぼつぼ）もこの制度への移行を迫られるようになった。助成金の打ち切りが目前に迫り、それは、共同保育園の廃園を意味した。

認証保育所となるためには都が定める施設基準をクリアしなければならぬが、4園とも今のままの施設ではまったく基準に合致しない。新たに基準に合致する施設を探そうにも、それにふさわしい物件などなかなか見つからない。まして、新しく造ることなど、資金面からしてははじめから不可能であった。いよいよ廃園かとなったとき、北区の子育て支援課と相談している中で4園で一緒になって新しく認可保育園を造っていく話が持ち上がった。

北区でも待機児童の問題が深刻化しつつあり、国が平成二二年度から3年間の時限を切って、保育所施設整備（園舎の建築）のための補助金の補助率を従来の4分の3から8分の7に引き上げることが背景にあった。夢のような話であった。保育園建設へ向けて検討が始まった。（陣内）

柿田先生に聞く 改定「保育所保育指針」

二〇一七年度職員一日研修より

保育所保育指針（以下「指針」）改定は、二〇一七年に告示、二〇一八年に施行となります。そこで法人主催の職員一日研修（九月一七日）で、柿田雅子先生（実践女子大）がお話してくださいました中から、大切な視点をQ&Aで紹介致します。

今回の指針改定の特徴の一つは「日の丸・君が代」が導入されたことです。その歴史的背景がどうなっているのかみてみましょう。

Q 幼稚園教育要領と保育所保育指針の関係は？

A 一九四七年に学校教育法と児童福祉法が制定されて、今の幼稚園と保育所の二元化が始まりました。一九五六年に、文部省「幼稚園教育要領」（以下「要領」）第一版、一九六四年に「要領」第二版が告示されます。告示とは、官報に公示することであり、法的な拘束や管理強化を意味します。いずれも六領域の保育内容が示され、保育者主導の保育が行われました。大人中心主義の保育には、大勢の子どもを少ない保育者で保育しなければならぬ背景があったからとも思われます。

針」第一版が出されました。幼児の保育は、幼稚園の六領域に準じた内容になりました。このように、要領が改訂されるとその後指針が改訂されるという流れになりました。一九八九年の文部省「要領」改訂で、六領域から五領域になりました。また、それまでの保育者主導保育を批判し、子ども中心主義の保育へ、指導から援助へ、という内容になりました（これについては少なからず混乱が生じています）。その翌年、厚生省「指針」も「要領」に準じて三歳以上児は五領域に改定されました。



Q 教育基本法が、なぜ保育所保育指針に影響するのか？

A 二〇〇六年に教育基本法が改悪されました。戦後、制定された教育基本法は、民主主義や基本的人権、平和主義を根底に据えた憲法を教育に生かすようにつくられたものです。それを、個人の人権よりも公共の精神や国家を優先する、戦前の「教育勅語」の考え方に回帰するような内容へと変え、二〇〇八年改訂の学習指導要領や幼稚園教育要領で「郷土に愛着を持つ」という表現などにその意図を込め、具体化していきます。

一方、これに続く「指針」の改定では、保育の定義である「養護と教育の一体化」を養護と教育とに分け、教育を強調して「要領」とのより一層の緊密化が推進されることとなります。

さらに二〇一二年に「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（以下「教育・保育要領」）が制定され、幼稚園と保育園の機能を合わせ持ち、三歳以上

に一定の学校教育（幼児教育）を行うとする認定こども園が創設されました。ここに幼稚園、保育園、幼保連携型認定こども園の「教育」機能の整合性が図られ、教育基本法に位置づく小学校教育に連動・接続する構図ができあがります。

Q 小学校との接続がもたらすものは？

A 「教育・保育要領」の最大のポイントは小学校との接続でした。

「接続」とは本来、対等の立場でつなげることをいいますが、現状は上位に小学校があり、就学前の保育施設は下位に置かれるような格好になっています。今回の「要領」、「指針」、「教育・保育要領」改訂では、小学校教育をスムーズにすすめるため、と受け止められる、評価を伴う十項目の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が一様に示されています。ここに「日の丸・君が代」が規定されているのです。

今回の「指針」の改定は、憲法改正の動向と連動する保育所の在り方を変える動きでした。私たち保育士は国のめざす方向に流されたいよう自ら考えながら保育を進めていきたいと思えます。

時代の变化の中で

大切にしていること

つちっこ保育園

園長 桑原裕美子

つちっこが開園した二〇一一年、北区の私立保育園は25園でしたが、二〇一七年10月現在48園となり、来年4月にさらに6園増えます。しかしまだ希望の園に入れない方も多く保活の苦労は続いています。「産休明け保育をしている園が近くになく、ここは南北線の駅から近く通える範囲内」と遠く

から電車で見学に見える方もいます。無認可保育所時代から産休明けや延長休日保育をしています。時代の変化により長時間保育の子どもが増えました。職員は複雑な勤務形態になり正直大変です。

しかし、目の前の子どもや保護者が必要とするなら可能な限りの保育をしていくことが今も昔も変わらない私たちの役割だと思っています。保護者の方たちとは、出会えて良かったと思える保育園づくりを目指したいと思います。

無認可保育所設立から60年！

風の子保育園

園長 藤田佐和

風の子保育園は今年度、認可保育園になって5年、設立から数えると60年という節目を迎えました。風の子保育園が今ここにあるのはたかさんの方の理解と応援と支えがあったからこそ。支えてくださった方々に感謝の気持ちを伝えることを目的として、10月の最後の日曜日に「風の子こどもフェスタ（おかげさまで60周年）」というイベ

ントを開催しました。在園児をはじめ、風の子OBや地域の方々に来ていただき、風の子保育園の60歳のお誕生日を祝うと共に、これまでたかさんの人が引き継ぎ紡いできた歴史を共有する貴重な機会になりました。今の私たちが知っている風の子はごくごく一部ですが、そのすこしずつが重なって60年という長い歴史がつくられたのです。「こどもがまんなか みんなで育て

あい 育ちあう」保育を、子どもと保護者と保育者、皆で一緒に紡ぎ続けていきたいと思っています。

てつなぎの会 保育園のいま

人とつながり、地域とつながる

田無ひまわり保育園

園長 小牧智子

開園してからもうすぐ丸3年になります。大きな保育園での暮らしにもゆとりが出てきました。そこで！子ども達に豊かな体験をさせたい、担任保育士以外の人たちとの出会いで、人が持つ力の素敵さや人とつながることの楽しさを感じてもらいたいと、新しい取り組みを始めました。

お米を育てている近所のおじさんか

とも育ちはみんなが笑顔！

小規模保育ひまわりのおうち

園長 中根千佳子

開園した初年度に、園で暮らす子ども達を暖かく照らし見守っていただく保護者会『おひさまの会』が発足され、2年がたちました。活動を通して在園児の保護者の関係が繋がりを、また、お父さん達を中心にOB会が開かれたことで、卒園児の保護者との関係も始まりました。

保護者会を通し「とも育ち」に欠かせないのは『笑いあうこと』だと実感し、

らは、稲苗を植えることから脱穀するまでを教えてもらいました。

沖繩の民謡の「エイサー」は、社会人チームの人たちに目の前で三線の音色と迫力の踊り、サージを巻いてもらい気持ちが盛り上りました。運動会では誇らしげに披露し、保護者や職員も本場さながらのエイサーに感動しました。

いろんな人とのつながりを積み重ね、地域の中で子どもも園も育ち合える活動を今後も続けていきたいです。



今年度は園の行事のジャガイモ掘りとさつまいも掘りも保護者参加で行い、子ども、保護者、職員の楽しむ時間を増やしました。笑顔が集まる度、子どもは勿論、保護者も職員も楽しい保育園でありたいという思いが強くなりま。大人達の手つなぎの輪を広げながら、一人ひとりの笑顔が輝けるよう、繋がった手をしっかりと握り合い、時には学び合うこともしながら、みんなが笑いあえる関係づくりを大切にしていきたいと思っています。

改正「社会福祉法」

あらたな体制で!!



二〇一七年四月一日から、改正「社会福祉法」に基づく法人運営が行われています。

それにより、ガバナンス強化のため評議員会は必置になりました。

◆評議員会は①決算や新事業等、経営基本方針に係る議決機関②役員を選任解任の機関となり評議員の任期は2年から4年になり、その役割が重くなりました。

そんな変化の中で、当法人の評議員は、15名から10名になりました。そして、法人の事業所で働く園長は利害関係があることから選任できなくなりました。

役割が重くなったにもかかわらず、法律上評議員会は年一回（六月）の開催となりました。

ただ、年一回の開催では伝えきれないこともあることから、各園の状況や法人の取り組みなど、情報を発信していくことが必要と考え、今年度は11月に評議員の交流も兼ねた報告会を開きました。

様々な人たちに支えられながら今がある「社会福祉法人てつなぎの会」ですが、今後も丁寧な開催をします。

以下は、新評議員の皆さんです。

木下 美代（社団法人職員）

浜野 妙（志茂地域在住）

関根 玲子（元北区学童クラブ職員）

石渡 育子（元荒川区児童館職員）

望月 康子（風の子保育園元保護者）

田口 正子

（てつなぎの会を支える会代表）

松本かおる

（つちっこ保育園元保護者）

宇都宮 章（特別職公務員）

佐藤 正子（一般社団法人理事長）

中村 聖子

（田無ひまわり保育園元保護者）

以上10名

◆理事会は執行機関となり、日常業務を担っている園長が理事になりました。（他1名は、役員選任・解任委員のメンバーのため）そして、4つの園が情報を共有しながら、必要な討議と決定、実施をするために、「事業運営

会議」を毎月開催しています。以下は、新理事の皆さんです。

理事長 白坂 弘子

（創設時から再任）

常務理事 大西 純子

（創設時から再任）

理事 陣内 博（創設時から再任）

理事 藤田 佐和

（風の子保育園園長）

理事 松本 洋子

（東京都生活協同組合職員）

理事 桑原 裕美子

（つちっこ保育園園長）

理事 中根 千佳子

（小規模保育ひまわりのおうち園長）

以上、7名

◆監事の責任はますます重くなりました。決算での監査もそうですが、年6回開催される理事会や評議員会への出席等これまで以上にチェック機能が求められています。以下は、新監事の皆さんです。

菊地 雅彦

（足立区社会福祉法人常務理事）

渡邊シゲミ（北区私立保育園園長）

以上、2名

今後地域に根ざした法人運営を目指していきたいと思えます。

編集後記

保育園の一年はあっという間に過ぎていく。しかしその一年の一日一日は、子どもと保護者と保育園職員と地域住民とで様々なドラマが生まれ、子どもたちひとりひとりが輝き、大切な時を刻んでいる。平和な世の中を求め、人が人らしく生きていける一つの居場所としての保育園であるようにと、今回の誌面づくりを通してあらためて思う。

今号よりニュース編集委員会が発足。不慣れな私は助けてもらえばかりであり、この場をお借りして皆さんに感謝の意を表したい。（K）

